

“ハラスメント防止条例” 議会の全部修正案が可決



3月定例会 企画総務委員会・本会議

昨年9月に議会に提出された「生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について」は、企画総務委員会で継続審査となっていました。3月議会において議会が全部修正した「生駒市のハラスメントの防止等に関する条例」が可決しました。

昨年3月に「生駒市ハラスメントの防止等に関する条例」（昨年6月に議案取下げ）を市長が提出して丸1年。ハラスメント被害に遭う職員が相談、申立てしやすい体制がようやく整えられつつあります。



議員有志で修正案の素案づくり

条例案の原案は、市が昨年7月に実施した職員アンケート結果を反映させて作成したとのことでした。議員からのハラスメント対応についても規定されるなど、評価できる点もありましたが、相談体制や調査認定については、不利益処分を恐れる職員が申立てしにくいという声に応えきれておらず、逆に、市長がハラスメント被害の対象になることを想定するなど、アンケート結果からは読み取れない規定が含まれていました。

継続審査となって以降、企画総務委員会は、11月にハラスメントの実態や市の条例案への評価について独自でアンケートを実施。年明けてからは、継続審査に賛成した議員を中心に有志で、その結果をもとに、より機能するハラスメント対応体制について話し合い、他自治体の条例や運用も調査しながら修正案の素案づくりを進めました。

職員よりも人事課の意向に寄り添う

その後、全議員に素案について意見を求め、条例を運用する行政サイドとも協議を行いました。行政から懸念を示されたのは、ハラスメントの認定調査等を行う「ハラスメント認定・対策委員会」の委員構成についてでした。

素案では、弁護士、社会保険労務士、臨床心理士など学識経験のある者のうちから、それぞれの所属団体の推薦に基づき委嘱するとしていました。これは、委員会アンケートに回答した65.9%の職員が、行政から独立した外部機関での認定調査を望んでいたからです。しかし、それでは条例制定後に廃止される現行の「ハラスメント事案検討会議」の委員の一部（元行政職員）は所属がなく選任できないとのことでした。

行政に理解を示す議員もおり、意見の一致を見ることができないまま、企画総務委員会には素案のままの委員構成で福中(無会派)、竹内(日本共産党)、神山(無所属の会)委員から修正案「生駒市のハラスメントの防止等に関する条例」が提出されました。

委員会では、条例で団体推薦が必要と決まればそれに従うだけで執行できないことはないという副市長の答弁もありましたが、修正案は否決。職員よりも人事課の意向が優先されてしまいました。

■企画総務委員会修正案の採決結果

賛成	福中(無会派)、神山(無所属の会)・竹内(日本共産党)
反対	吉村・改正(以上 絆)、芦谷(日本維新の会)

可否同数となり、山下委員長（生駒市議会公明党）による採決の結果、否決となる。

瓜二つの修正案が2本

委員会では改正議員(絆)から修正案を提出する意向も示されましたが、改正議員は、昨年の9月議会では継続審査に反対し、3月議会の委員会でも独自に修正案を提出されなかったため、原案をベースとする修正案が提出されることを恐れ、塩見は浜田(日本共産党)、加藤、高杉(無会派)議員らと委員会修正案をベースとし、「認定・対策委員会」の5人以内の委員のうち3人以上は所属団体推薦とするなどの修正案を提出しました。

ところが、改正・片山(絆)、成田(生駒市議会公明党)、梶井(日本維新の会)議員からの修正案も委員会修正案をベースとして、所属団体推薦の委員を過半数とする内容で、その結果、瓜二つの修正案が並んでしまいました。最終的に改正議員らの修正案が可決しましたが、議長が調整すれば一本化できました。議会内での勢力争いの構図になってしまったのは残念でした。

議会の修正案、見ている？



3月議会閉会后、市長は、定例記者会見で記者からハラスメント防止条例の原案提出者としての所見を求められ、次のように答えています。

市の原案では入っていた「議員がハラスメントを起こしたときにどう対応していくのか。」という部分が今回の修正案ではなくなっています。…議員からのハラスメントというのもアンケートの件数としてはかなりありましたので…速やかに議会の方でまとめていただきたいと思います。

修正案でも議員からのハラスメント対応は規定されており、認定された場合には氏名を公表することになっています。市長は修正案をご覧になったのでしょうか。

「市長」は個人情報？



企画総務委員会 職員アンケート詳細版は公表せず

2月17日の企画総務委員会では、委員会が昨年11月に実施したハラスメントに関する職員アンケートの自由記述部分の公表の範囲について諮られましたが、個人を特定されるとして、「市長」など公職者の役職名すら公表しないことになりました。

続く3月14日の企画総務委員会では、2月の委員会で取り決めた非公開の範囲を超える提案が山下委員長（生駒市議会公明党）からあったことを受けて議員間討議が行われましたが、委員間で意見の一致を見ることができず、自由記述部分は公開しないことになってしまいました。

市のアンケートでも「市長」は公表

昨年7月に市が実施したアンケートでも、実施時には「個人情報に触れる部分を除いて、概要のみを公開する」とありましたが、「市長」や「議員」などの役職名は公開されています。特に公職者の職務上の行為ならば公開することには公益性もあるのではないのでしょうか。

ブレる公表基準

また、3月の委員会で、山下委員長が追加で非公表にしようとしたのは「学校」や「保育中」という言葉だったとのこと。個人が特定される恐れがあるとのことですが、500人以上の教員、120人以上の保育士から

個人を特定することはできません。委員長自ら2月の委員会で取り決めた公表基準を変更するのは問題です。

被害者を守るというお為ごかしでハラスメント行為そのものをなかったことにできてしまいます。公表に反対した委員もアンケートはハラスメントの抑止力になると述べていましたが、実態を公表しないなら抑止どころか助長するだけではないのでしょうか。

市議会でのハラスメント防止条例制定に至る経緯や企画総務委員会でのアンケートの公表をめぐる討議について、超党派の議員で報告集会を開催します。ご参加ください。

日時：5月10日(土) 15時～
場所：セイセイビル402会議室



※集会の案内チラシは左の QR コードからお読み取りいただけます。

採用試験情報漏洩の告発 公益通報保護法は適用されるか？



3月定例会一般質問 ①

昨年12月議会において、複数の議員に送られてきたハラスメント調査委員会の音声データの中に、ハラスメント行為者による採用試験情報の漏洩に関する委員の指摘が含まれており、通報は公益通報保護法の保護対象ではないかと質しました。それに対して市は、「音声を確認していない」と答弁したため、改めて3月議会に質問する旨を通告していました。

見え透いた嘘 腐敗が進む生駒市

ところが、この再度の質問に対する市の答弁は、「音声データに添えられたメッセージの内容は把握している。編集後音声データはインターネット上から削除されたため手元にはない。流出の元となった記録用音声データを次長、課長、課長補佐と確認したが、そのような内容は含まれていなかった。」というものでした。データのコピーもとらずに警察に捜

査依頼するわけがなく、議員らが確認した音声内容が委員会記録用データにないというのであれば、委員の声色を偽装して捏造したものが送られてきたか、記録用データから当該部分が消去されたかのいずれかで、ともにありえません。委員が話題にしているなら、それを裏付ける証拠資料も残っているでしょう。

こんな見え透いた嘘を答弁してくるとは…。生駒市は、ここまで腐った組織になってしまいました。

公益通報保護法の適用可能性

捜査依頼は、音声データの窃盗または盗聴容疑で行ったとのことですが、消費者庁のホームページには公益通報目的の資料持ち出しについても、不利益な取扱いをしてはならないとあります。市が公益通報の可能性をきちんと検討していたかどうかが問われます。

ない袖は振れず

～監査基準は簡素化見直し～

3月定例会一般質問 ②

昨年12月議会に「生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」が可決しましたが、損害賠償の免責を求めるのであれば、損害賠償に至るような事案が生じないように内部統制の整備が必要です。市の監査委員も常々その必要性を意見し、監査基準にも市の内部統制評価報告書の審査が掲げられていました。

一方行政は、内部統制制度の整備までの取組意思はないと過去の議会で表明しており、では、監査基準をどうしていくのか、監査委員事務局に質しました。

答弁では、これまで総務省が示フルスペックの監査基準を掲げてきたが、市の規模や職員体制を勘案すると負担が大きく、内部統制制度を含め監査基準を見直し、令和7年4月1日から新たな監査基準を施行していくとのことでした。

悲しいかな、ない袖は振れず、理想を現実に合わせてざるをえないようです。

◆原案と修正案の主なちがい

	原案	委員会修正案
名称	生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例	生駒市のハラスメントの防止等に関する条例
被害対象	市長等、職員、議員	職員
相談先	内部窓口、第三者窓口	内部窓口、相談員(職員に委嘱)、第三者窓口
調査機関	市内部、第三者窓口、認定・対策委員会	認定・対策委員会のみ
認定・対策委員会の委員構成	学識経験のある者のうちから市長が委嘱	学識経験のある者のうちから、それぞれの所属団体の推薦に基づき市長が委嘱 ※本会議修正で団体推薦に基づく委員は過半数必要となる。
その他		申出者に対する不利益取扱いの禁止、申出状況の公表の条項を追加。